

# かけはし

WELFARE INFORMATION

編集発行 / 社会福祉法人養父市社会福祉協議会 〒667-0022 養父市八鹿町下網場320 (地域交流センター「福祉の杜」)  
平成25年4月15日発行 ■電話 (079) 662-0160 ■FAX (079) 662-0161 ■E-Mail yabu-shakyo@fureai-net.tv  
■ホームページ http://www.yabu-shakyo.jp/

## 笑顔でつなぐ地域の和!

(養父市場区スローガン)

▶「よいしょ!!」重いきねをふりおろすと、まわりから大きな歓声が(3月16日、「コミュニティセンター」やぶ)



### 異世代交流「もちつき大会」を開催

養父市場区(2017世帯)の「異世代交流もちつき大会」が3月16日、同区「コミュニティセンター」で開催され、子どもから高齢者まで60人が参加しました。

この事業は、昨年11月に校地区福祉委員会で同区福祉連絡会のメンバーが企画し、今回初めて開催したもので、実施にあたり区の役員や子ども会に参加を呼びかけました。子どもたちは大人に教わりながら、重いきねをふりあげて一生懸命餅をついていました。

参加した足立悠太くん(養父小5年)は「もちを丸める作業が楽しかった。また参加したいです」と目を輝かせていました。伊藤とし子さんは「若いお母さんと顔見知りになってよかったです。これから気軽に声をかけられますね」と笑顔でした。

区長の西田唯之さんは「世代を越えて区民が集う機会が減っているのが、今日はたくさんの人でにぎわってよかったです。これからもこのような事業を企画していきたいです」と抱負を述べていました。

平成25年度  
事業計画と予算

# みんなで支え合う地域を目指して

## 第2次地域福祉推進計画スタート

養父市社会福祉協議会では、3月29日に行われた第26回評議員会において、平成25年度事業計画と予算が承認されました。

昨年度に策定した第2次地域福祉推進計画（平成25年度から平成29年度）を本年度からすすめ、福祉目標「ささえあこころ笑顔あふれる福祉のまちづくり〜みんなでつくるみんなのしあわせ〜」を実現するため、住民主体による地域福祉活動を展開します。  
平成25年度の重点活動を紹介します。

近年多発している集中豪雨などによる水害や土砂災害は甚大な被害をもたらします。社協では災害時に拠点となる災害ボランティアセンターを迅速に設置し、ニーズ把握やボランティアの受け入れができるよう、災害ボランティアセンター運営マニュアルの作成を行います。

**●地域福祉推進計画の総合的計画的な推進**  
第2次計画に沿って、事業を展開しながら、住民や関係機関等に周知し、協働して事業展開をします。また、地域福祉推進計画評価委員会を設置し、年度ごとに見直しを行っていきます。

**●経営基盤・財源確保に向けた取り組みの推進**  
社協は地域福祉の推進を図る団体としての役割を期待されています。住民が会員の社協は、住民からの信頼と期待にこたえられるよう、組織経営検討委員会を設置し、組織の整備を図り、基盤強化を行います。

**●住みなれた場所で暮らし続けるためのサービスを推進する**  
障がいのある方やその家族の相談に応じた情報提供し、地域で安心して生活がとれるよう総合的、継続的に支援できる、相談支援事業を推進していきます。

**●災害に強いまちづくりをすすめる**

**●当事者の支援と権利擁護活動をすすめる**  
地域の中で、生活困窮世帯や引きこもりなど、様々な課題を抱える世帯が増えていきます。このような世帯へ出向き、課題解決に寄り添った支援体制づくりを行います。また、関係機関や専門職のほか地域とも連携した支援をすすめる「協議の場」を設けます。

**●ボランティア・市民活動の活性化を図る**  
社協では、地域ニーズにあったボランティア養成講座を行いボランティア活動の活性化

**●小地域での見守りあい活動をもみならずすすめましょう**  
福祉委員の未設置区への支援と連絡会の組織化を図ります。また、自治協議会と協議を行い、福祉委員会と自治協議会の福祉部と連携しながら、安心して暮らせる地域づくりをすすめていきます。

**●総合的な相談支援の仕組みをつくる**  
生活様式の変化により、困りごとが多様化しています。住民が気軽に相談できるような相談窓口の明確化と出張相談支援を行っていきます。

生活様式の変化により、困りごとが多様化しています。住民が気軽に相談できるような相談窓口の明確化と出張相談支援を行っていきます。

▶地福祉連協会で今年度の事業計画を話し合う浅間区のみなさん（=3月22日、伊佐地区公民館）



平成 25 年度資金収支予算

支出総額 5億7,158万4,000円 ~前年度比 5.5%減~

一般会計資金収支予算

■経常活動による収支

〈単位：千円〉

大 科 目		本年度予算額	前年度予算額	差異	説明
収入	会費収入	12,020	12,100	△ 80	一般会費、賛助会費
	寄附金収入	7,500	7,550	△ 50	善意銀行寄附金
	補助金・助成金収入	11,730	10,230	1,500	兵庫県、養父市、兵庫県社協より
	受託金収入	42,699	57,415	△ 14,716	兵庫県、養父市、兵庫県社協より
	事業収入	10,141	11,439	△ 1,298	給食サービス、いきいきサロン事業利用ほか
	共同募金配分金収入	9,933	10,118	△ 185	共同募金、歳末たすけあい募金配分金
	介護保険収入	351,006	364,482	△ 13,476	介護保険サービス報酬、利用料
	自立支援費等収入	12,340	7,404	4,936	障害福祉サービス報酬、利用料
	その他の収入	6,220	6,293	△ 73	雑収入、利息収入
経理区分間繰入金収入		60,038	61,113	△ 1,075	
経常活動収入計①		523,627	548,144	△ 24,517	
支出	人件費支出	353,611	371,375	△ 17,764	役員報酬及び職員人件費
	事務費支出	34,330	31,838	2,492	印刷製本費、業務委託費ほか事務経費
	事業費支出	98,903	106,842	△ 7,939	事業消耗品、水道光熱費ほか事業経費
	共同募金配分金事業費	108	159	△ 51	
	分担金・助成金・負担金等支出	6,546	6,665	△ 119	小地域福祉活動、福祉団体等へ
	会計単位間繰入金支出	1,043	602	441	福祉有償運送事業特別会計へ支出
	経理区分間繰入金支出	60,038	61,113	△ 1,075	
経常活動支出計②		554,579	578,594	△ 24,015	
経常活動資金収支差額③=①-②		△ 30,952	△ 30,450	△ 502	

■施設整備等による収支

大 科 目		本年度予算額	前年度予算額	差異	説明
収入	施設整備等収入計④	0	0	0	
支出	固定資産取得支出及び繰入金支出	1,100	9,000	△ 7,900	車両購入
施設整備等支出計⑤		1,100	9,000	△ 7,900	
施設整備等資金収支差額⑥=④-⑤		△ 1,100	△ 9,000	7,900	

■財務活動による収支

大 科 目		本年度予算額	前年度予算額	差異	説明
収入	財務活動収入計⑦	0	0	0	
支出	積立預金積立支出	89	104	△ 15	基金利息収入
	その他の支出	15,816	17,091	△ 1,275	退職共済預け金
財務活動支出計⑧		15,905	17,195	△ 1,290	
財務活動資金収支差額⑨=⑦-⑧		△ 15,905	△ 17,195	1,290	

当期資金収支差額合計⑩=③+⑥+⑨		△ 47,957	△ 56,645	8,688	
前期末支払資金残高⑪		144,784	198,787	△ 54,003	前年度 (H24) 繰越金
当期末支払資金残高⑫=⑩+⑪		96,827	142,142	△ 45,315	次年度 (H26) 繰越金

福祉有償運送（移送サービス）事業特別会計資金収支予算

■経常活動による収支

〈単位：千円〉

大 科 目		本年度予算額	前年度予算額	差異	説明
収入	補助金収入	5,000	5,000	0	養父市より
	事業収入	3,500	3,550	△ 50	利用料、登録料
	会計単位間繰入金収入	1,043	602	441	一般会計繰入金
経常活動収入計①		9,543	9,152	391	
支出	人件費支出	6,108	5,733	375	職員人件費
	事務費支出	299	254	45	事務用消耗品、運転講習ほか
	事業費支出	3,136	3,165	△ 29	車両リース料、自動車保険ほか
経常活動支出計②		9,543	9,152	391	
経常活動資金収支差額③=①-②		0	0	0	

# 平成24年度 歳末たすけあい運動実績報告

## 募金総額 3,001,944 円

昨年(2012年)の12月1日から「歳末たすけあい運動」を実施しました。区長、女性会、地区役員の方々を通じて、市民の皆さまには募金にご協力をいただき、誠にありがとうございました。

集まった募金は、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、様々な福祉活動に活用させていただきましたので、ご報告します。

なお、対象者の調査活動にご協力いただいた民生委員・児童委員の皆さま、ありがとうございました。

【収入】 (単位：円)

内 訳	金 額	備 考
戸 別 募 金	2,893,550	
そ の 他	55,377	善意銀行歳末指定預託
繰 越 金	53,017	平成23年度繰越金
合 計	3,001,944	

【支出】

内 訳	金 額	備 考
要 援 護 世 帯	770,000	90世帯(154人)
障 が い 者 (児)	330,000	66人
地 域 ふ れ あ い 事 業	1,156,000	81行政区
家 事 援 助 サ ー ビ ス	88,230	18世帯
子 育 て サ ロ ン	31,953	5ヶ所
広 報 費	287,700	カレンダー代
配 分 経 費	171,074	消耗品費、通信運搬費等
繰 越 金	166,987	次年度繰越金ほか
合 計	3,001,944	

### 1 見舞金贈呈事業

- 要援護者世帯 90世帯(154人)
- 障がい者(児) 66人

経済的に支援を必要とする世帯、在宅で障がい者福祉施設に通う障がい者を対象に配分しました。

### 2 年末年始地域ふれあい事業

- 実施区 81行政区

住民が主体となって行うサロンや友愛訪問、福祉に関する学習会に配分しました。

### 3 家事援助サービス

- 家事援助 18世帯

年末年始の住宅整備を行うことが困難な方に、障子の張り替えや窓拭きの軽作業を代行するサービスに配分しました。

### 4 子育てサロン事業

- 実施サロン 5ヶ所

子育て中の親子が集まり交流する子育てサロンに配分しました。

▶扇町区では、年末に餅つきを行い、高齢者世帯や警察署にお餅を持って友愛訪問をしました(11平成24年12月16日、扇町公民館)



▶「このよかれが心のよかれ。親が率先してくつを磨いてくれた」と話す本荘先生(11月19日、関宮ふれあいの郷)



「安心地区」整備推進事業子育てカアップセミナーを3月9日、関宮ふれあいの郷で開催し、子育て中の親や子育て支援関係者など22人が参加しました。

これは、人格形成の基礎になる大切な時期に、いかに子どもと向き合い、どう育てて

「安心地区」整備推進事業  
整備推進事業

親が変われば子も変わる  
「子育てカアップセミナー」を開催

いくのかなど「子育て力」について学んでもらおうと開催したものです。

この日は、講師の本荘教育センター、本荘貴先生から家庭環境の作り方やしつけについて話がありました。

先生は教育研究者の立場から、子育てで一番大事なことは「人格形成」であると指摘し、「幼児期にガマンをさせることを教える。『早寝早起朝ごはん』親が生活リズムを一定させる。親孝行させる心を育てる。食べ物の好き嫌いが多い子は集団に入りにくい」などを特に強調されました。

最後に「『親が変われば子も変わる』。親が生活の手本となるよう子育てしてください」と助言されました。

参加者は「とても勉強になりました。明日からの子育てにさっそく役立てていきたいです」と話していました。

# 賛助・特別会員のお知らせ

(2月1日～3月31日までの加入分)

## ● 賛助会員

1口 1,000円

- (20口) 鎌田勲
- (10口) 原博子▽森本平▽加来晃臣▽竹田郁夫▽横田晴男▽森崎司▽尾崎一市▽平手喜代明▽上垣藤正▽鈴木利良▽米田修▽柝尾基之助▽中村光枝▽福井浩▽井上朗夫▽多田岩夫▽田中寛▽匿名2
- (6口) 長島忠土▽西川敏雄▽小林哲夫▽田中铁雄▽藤原光男▽小島伊代松▽松田重敏▽柿本一▽小林義光▽和田康弘▽三方美喜代▽福富百合子▽伊藤豊子▽大谷八千子▽河野久雄▽中尾虎雄▽福富節子▽栗田一夫▽鎌田勝▽丸山鶴彦▽和田祐之▽藤原和好▽西村明生▽佐野誓▽安達光生▽上垣強▽片芝善治▽谷本純男▽谷本昇▽福井勝子▽匿名2
- (3口) 上谷昌宏▽下垣セツ工▽太田吉哉▽やぎたろう▽濱壽雄▽長谷川弘之▽岡本進▽西村じゅん子▽橋本源也▽森田悦子▽田原巖▽米田宏

- 高木小鶴▽福田千波▽三宅良弘▽石田文孝▽森本佳男▽津崎豊司▽近藤穂津子▽長瀬邦彦▽中尾広範▽藤原まさ子▽本田悦治▽中尾十郎▽向貞光▽高階均▽柝尾賢作▽正垣耿三▽深澤政野▽中尾勉▽尾崎正直▽上垣健二▽高橋眞生▽正垣進▽草薙眞龍▽上垣岑生▽坂本しずゑ▽上山啓子▽栗田敬一▽坂本ちよゑ▽和田富男▽鎌田力▽小畑豊▽田村勝男▽山本清輔▽守田美佐子▽秋山六郎▽砂治國隆▽藤岡薫▽中尾奠▽高田光雄▽黒田春一▽土居雅▽佐野やすよ▽上垣精一▽雲田美知子▽岡登代子▽小林幸治▽田村典雄▽松井利二▽中村市衛▽瀧野豊▽森本弘一▽匿名1
- (2口) 西村潔▽笹木仁隆▽内田澤子▽廣田要▽上田由子▽圓山康憲▽廣瀬りつ子▽吉谷久昭▽大垣和▽大谷市郎▽嘉住昌子▽廣瀬秀子▽秋山富男▽藤尾重喜▽上垣武士▽安達功▽小谷勉▽柝尾美代子▽

- 小畑勇▽千葉俊之▽西田せつ子▽松田英二▽秋山房子▽中尾照彦▽小谷仁六▽和田年夫▽中尾晃▽片岡智加之▽高階まち子▽池田加代子▽西谷和美▽中村生子▽中尾幸雄▽中尾玲子▽井上義昭▽匿名1
- (1口) 宿南保▽西田和男▽中島庸之助▽西尾正諒▽西田幸三▽守本イク子▽齊藤洋子▽河上茂登子▽藤盛春夫▽川角範子▽中尾誠▽鎌田正明▽野崎奎之介▽大川笑子▽山根巳三男▽前川由紀子▽田村美千代▽藤原るり子▽濱正和▽安達義夫▽中尾久一▽小畑小富▽水田昭二郎▽垣守八重子▽西村豊▽柝下龜雄▽山根達夫▽谷本陽子▽中岡博文

## ● 特別会員

- (20口) 但馬オート(株)▽匿名1
- (10口) 幸栄不動産建設(有)▽八鹿鉄工(株)▽たじま農協八鹿支店▽(株)西村交益社▽(有)レストランみずばしろう▽(有)大屋ホームガス▽ミカタ工業(株)
- (5口) MSさとう▽ギフトシヨップサンエー▽道の駅ようか▽但馬調剤薬局八鹿店▽

- フジタ印房▽中島精米所▽正垣木材(株)▽荒田石材▽(有)濱田モーターズ
- (3口) 有)フジタ▽有)力ネナカ▽養父市家用自動車協会▽(株)西村商店
- (2口) 有)西村工業所▽雪見屋
- (1口) ナカムラ▽ペイントワーク(株)▽(公財)兵庫県健康財団但馬支所▽匿名1 (敬称略・順不同)

## こころのとり賞・くすのき賞

地域づくりに参画・協働し、貢献された個人へ贈られる「兵庫県こころのとり賞」と、ボランティア活動を通じ人間連帯の輪を広げ、心豊かな地域社会づくりに貢献された団体に贈られる「兵庫県くすのき賞」の受賞者をご紹介します。(敬称略)



●こころのとり賞 (個人)  
川見 陽子 (栄町)



●くすのき賞 (団体)  
子育てサロン「そよ風」サポーター



# 集まれ！支部社協

## 八鹿支部

養父市八鹿町下網場320 地域交流センター「福祉の杜」 TEL：662-8080 FAX：662-0161



▲ボランティアさん手作りの豪華なお弁当。「何から食べようかな」

八鹿ひとり暮らし高齢者のつどいが3月15日、八鹿老人福祉センターで行われ43人が参加しました。仲間づくりを目的に、ミニドライブや会食会などの活動を、春と秋の年2回開催している本つどい。今回は、関宮地域のひとり暮らし高齢者の会「ほのぼの会」のメンバーを招き、その活動について話を聞きました。

会則や代表者、連絡係を決め、運営や準備も会員でするなど、当事者組織として毎月1回活動している「ほのぼの会」。茶話会や健康づくり活動のほか、小学生への昔遊びの伝承など行っています。代表の相地巧さんは、「一人おどごし、外に出て顔をあわせ、話をすることが心と体の健康につながる」と話しました。

話を聞いた参加者は「ほんとやなあ。一人で家におつたらテレビと話してるでなあ(笑)」と共感。「八鹿でも、もっと集まりたいけど、自分たちでするのは難しい。リーダーがいれば…」などの感想も聞かれました。



▲活動を紹介する「ほのぼの会」代表の相地巧さん。(=3月15日、八鹿老人福祉センター)

## ひとり暮らし高齢者のつどい 関宮のグループ「ほのぼの会」と交流

## 養父支部

養父市広谷251-1 TEL：664-1142 FAX：664-2181



▶小麦粉に塩、サラダ油、水を入れると「小麦ねんど」に早変わり

子どもたちが自然の素材や身近にあるものを使って思いっきり遊びを楽しむ「春休みプレパーク」を3月24日、はさまじ里山の森公園で開催し、市内外から153人の親子が参加しました。(養父市教育委員会後援)



▲「ここにくぎを打つんやで!」。ボランティアと一緒に木工を楽しみました。(=3月24日、はさまじ里山の森公園)

この日は、市内の子育て支援に関わるグループや個人ボランティアなど、15人の協力を得て実施しました。心地よい春風が吹きぬける会場には、小麦ねんど、デコレーションマグネット、毛糸でつくるまほうのたわし、木工、昔遊び、リサイクル工作、へびパン、大シヤボン玉があり、「次は何して遊ぼうか」と親子で夢中になって、それぞれのコーナーを楽しんでいました。

伊佐小2年の高木ひよりさんは「木工でテーブルをつくったよ。初めてノコギリとかなづちを使って楽しかったです」と嬉しそうでした。

## 153人が参加 元気いっぱい遊びのびのびと遊ぼう！ 春休みプレパーク

## 大屋支部

養父市大屋町加保678-1 大屋保健センター内 TEL: 669-1598 FAX: 669-0093

### みんなで元気になる地域づくりをすすめよう



### 大屋ボランティア交流のつどい開催

▲健康づくりや、おいしく安全に食べるための工夫など、参加者も楽しみながら学習しました(=3月12日、大屋市民センター)

ボランティア活動などの社会参加をするこ  
とで健康寿命は長  
くなると言われてい  
ます。まずは、自分の  
健康のため、そして  
自分も含めた地域の  
人のために、できる  
ことを楽しみながら  
活動してください」  
と話があり、最後は  
健康づくりの体操に  
ついて実技指導を受  
けました。

大屋地域で活動するボラ  
ンティアが、研修や交流を通して  
活動の活性化を図る「大屋ボ  
ランティア交流のつどい」を3  
月12日、大屋市民センターで  
開催し、54人が参加しました。  
初めに、ボランティアステ  
ーション活動報告で情報の共有  
をした後、但馬長寿の郷理学  
療法士、野島友香さんを講師  
に招き、「みんなで元気になる  
地域づくり」と題した講演を  
聞きました。野島さんは「心  
と体の元気のコツは、よく食べ  
て、よく動いて、よく笑い、よ  
く話をすることです。また、ボ



▲つどいでは、お手玉を使った  
ニュースポーツ「お手玉ビンゴ」  
も体験しました

参加者は「普段から顔を合  
わせて関わりを持つことが大  
切だと再認識しました」「早  
速地域のサロンで体操をして  
みます」「他のグループのボラ  
ンティア活動も知ることがで  
き勉強になりました」と話し  
ていました。

## 関宮支部

養父市関宮193 関宮ふれあいの郷内 TEL: 667-3248 FAX: 667-3351

### お彼岸のおはぎ作り

～さくらんぼの会～

手芸ボランティアアグル  
プ「さくらんぼの会」は、手  
作りの品を送って地域の高  
齢者と交流する活動を行っ  
ています。

毎年3月に、給食サービ  
ス利用者へひな人形やマフ  
ラーのプレゼントを、また、  
ひとり暮らし高齢者のつど  
いでは参加者におはぎを作  
ってふるまっています。



▲「大きいかしら?」と言いながらおはぎ  
を丸める「さくらんぼの会」のメンバー

今年、関宮デイサービ  
スセンターの利用者に食、べ  
てもらおうと、お彼岸に合  
わせて、3月19日に、あんこ  
きな粉のおはぎ25人分をメ  
ンバー5人で作りまし  
た。「デイサービスの職員さん  
に、利用者の方が食べやすい  
大きさを尋ねながら気をつ  
けて作りました。喜んでも  
らえるとうれしいです」と、  
メンバーの藤原たまさん。  
できあがったおはぎは、  
おやつ時間に利用者の前  
へ。藤原田津子さんは、「私  
はあんこよりきな粉の方が  
好きです。食べやすい大き  
さで、とてもおいしいです」  
と、うれしそうに味わって  
いました。



▲「お彼岸のおはぎ、おいしいなあ」(=3月  
19日、関宮デイサービスセンター)

# 障害者相談支援事業所を開設しました

## 障がいをもつ方の地域生活をサポート

養父市社協では、障がいを持つ方が、地域で安心して自立した生活を送っていくために「養父市社会福祉協議会障害者相談支援事業所」を開設しました。

障がいを持つ方や児童、そのご家族から、日々の暮らしの中で抱えている課題や困りごと、その人らしい生活を送るための支援など、さまざまな相談をお聞きし、自立した日常生活や社会生活が送れるように、総合的・継続的に支援します。

電話や窓口などで気軽に相談ください。なお、相談は無料です。



担当：羽瀨弘美 相談支援専門員

### 【お問い合わせ】

養父市社会福祉協議会障害者相談支援事業所

養父市八鹿町下網場320地域交流センター「福祉の杜」

電話：662-0666 FAX：662-0667

### 退職者の紹介

平成25年3月31日付けで退職した職員を紹介します。（敬称略）

#### 【介護福祉課】

● 居宅介護支援事業所

係長 藤原 真弓

専門員 栗崎 照美

● 訪問介護事業所

係長 山下 初美

サービス提供責任者 安達記代子

● デイサービスセンター

「ふれあい」

介護員（兼）調理員 岩花 元子

調理員 栃尾 悦子

● 関宮通所介護事業所

看護師 稲垣真由子

● 放課後クラブ

スタッフ 守本美智子

● 事務職員

佐々木彩子

● 移送サービス

運転員 竹田 茂樹

● 地域福祉課

在職中はたいへんお世話になりました。

ありがとうございました。

## 訪問入浴サービス オペレーター募集!

訪問入浴サービスは、浴槽を積んだ移動入浴車で訪問し、ベッドのそばで入浴できるサービスです。

詳しくは、下記まで問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

養父市社会福祉協議会

電話：662-0160



## 子育てサロン・放課後プレーパークの案内

- 子育てサロンそよ風
  - 日時 4月22日(月)
  - 5月13日(月)
  - 場所 ふれあいいきいき サロンそよ風
- 子育てサロン関宮
  - 日時 4月22日(月)
  - 10月00日(水)
  - 場所 関宮ふれあいの郷
- 子育てサロン高柳
  - 日時 4月24日(水)
  - 10月00日(水)
  - 場所 高柳ふれあい倶楽部
- 多胎児サークルピーナッツ
  - 日時 5月10日(金)
  - 10月00日(金)
  - 場所 ふれあいいきいき サロンそよ風
- 子育てサロン伊佐
  - 日時 5月13日(月)
  - 10月00日(月)
  - 場所 伊佐ふれあい倶楽部
- 子育てサロンすくすく
  - 日時 5月14日(火)
  - 10月00日(火)
  - 場所 三宅団地集会所
- ◆ 関宮放課後プレーパーク
  - 日時 5月10日(金)
  - 14月30日(金)
  - 16月24日(金)
  - 場所 関宮コミュニティセンター (旧関宮小)
- ◆ 大屋放課後プレーパーク
  - 日時 5月13日(月)
  - 14月30日(月)
  - 16月20日(月)
  - 00日(月)
  - 場所 大屋小学校

### 読者の声

困ったことができよう解決すれば良いかと思うと不安がありますが、市社会福祉協議会に気軽に相談できることがわかり安心です。(八鹿地域 女性 73歳)





# 総合相談所のご案内

いずれも相談無料

## 心配ごと相談・結婚相談

13:30~16:00

身の回りの困りごとや結婚に関する相談はありませんか？

- ◆ 4月26日(金) 関宮ふれあいの郷
- ◆ 5月3日(金) ※憲法記念日(休み)
- ◆ 5月10日(金) 社協養父支部
- ◆ 5月17日(金) 大屋保健センター

## 弁護士による無料法律相談

13:30~16:30

先着6人の予約制となっていますので、事前に電話でお申し込みください。

- 期 日 平成25年5月15日(水)
- 場 所 地域交流センター「福祉の杜」
- 相談時間 1人30分程度
- 申し込み先 養父市社協本部 電話 662-0160

## くらしの法律相談

8:30~17:00

消費者被害や訴訟問題、成年後見制度、福祉サービス利用援助事業などの相談を社協窓口で受け、担当弁護士に伝えて問題解決のお手伝いをします。

相談は、毎週月~金曜日までの常時、本部及び各支部で受付けています。



おおした まさと  
大下 聖人ちゃん 2歳11ヵ月(左)  
らいと  
煌人ちゃん 7ヵ月(右)  
(広谷二区・兄弟)

うちげえの



### お父さんの義人さんに聞きました♪

#### ◆名前はどうにつけましたか？

名前には、あまり強い意味は込めませんでした。名前にしぼられず、自由にのびのびとしてほしいという思いからです。

#### ◆今、興味をもっていることはなんですか？

聖人は、ウルトラマンが大好きで、お出かけの時にはマイバッグにウルトラマンをたくさん入れて持ち歩く程です！

#### ◆ご家族から一言メッセージ

弟思いの聖人とお兄ちゃん的笑顔が大好きな煌人。2人が生まれてから家族みんなが幸せで楽しいです。いつまでも兄弟仲良くいてね。

## 教えて弁護士さん！



### 第73回「後見制度利用でできなくなること」のはなし

Q 先日新聞で、後見制度を利用していた方に対し選挙権を認めないことが憲法違反であるとの判決が出た、という記事を読みました。

ずっと選挙に行っていた方が、成年後見制度を利用したことにより選挙権が無くなるというのはおかしいと思いますので、この判決が出て良かったと思うのですが、選挙権以外にも、成年後見制度を利用することでできなくなるようなことがあるのでしょうか。

A まず、ここでいう「後見制度」とは、裁判所により後見人などが選任される「法定後見」の制度を指しており、これは、判断能力に問題がある方について、その方に代わって契約をしたり財産の管理をすることで支援するというものです。

このように、成年後見制度は、本人のためにある制度なのですが、判断能力に問題があるということで、現在の法律では、成年後見制度を利用した場合、本人にはできなくなってしまう事柄が定められています。

その一つが、先日判決の出た選挙権です。現在の法律では、後見制度のうち、「後見相当」となった方については、全員選挙権が無くなります。

しかし、民主主義において選挙をするという権利は、非常に重要な権利であり、最大限認められるべきものです。

したがって、今回の判決では、このような点をふまえて、現在の法律が憲法違反であるとの判断を示しました。国は控訴するようですが、制度の見直し自体は進めるようですので、是非とも改善して頂きたいと思えます。

ちなみに、後見制度のうち、「保佐」「補助」の場合には、選挙権は失われません。

また、選挙権以外にも、「後見」「保佐」となった場合、会社の取締役などの役員に就くことはできなくなります。

さらに、公務員にもなることができず、弁護士や医師など、一定の資格についても取得することができないと法律上規定されています。

ただし、「補助」の場合には、このような制約はありません。

その他、民間の企業においても、成年後見制度を利用している方については採用できないと就業規則等に記載がある場合があります。

業務をする上で高度な判断が必要になる職業の場合、このような制約も仕方がないのかもしれませんが、不当な差別にならないよう、注意が必要です。

S I N法律労務事務所 弁護士 福島 健太

